

随意契約（相手方指定）調書

件 名	（仮称）町屋地区（町屋四丁目付近）ふれあい館実 施設設計業務委託	№5100041
工（納）期	令和7年3月21日	
契約締結日	令和6年4月11日	
契約金額	77,000,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社相和技術研究所 （法人番号：2010701022827）
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

業者選定理由書

件 名	（仮称）町屋地区（町屋四丁目付近）ふれあい館実施設計業務委託
指名業者 （案）	名 称 株式会社相和技術研究所 所在地 東京都品川区上大崎二丁目 1 8 番 1 号 代表者 代表取締役 平野 尚久
特命理由	本件は、（仮称）町屋地区（町屋四丁目付近）ふれあい館の建設を目的に、設計業務について委託するものである。 契約締結請求にあたり、事業主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 上記業者は、「（仮称）町屋地区（町屋四丁目付近）ふれあい館基本設計等業務」を受託し、区の指示・協議事項や要望事項に対する迅速な対応を行うなど、履行状況は良好であった。 上記業者は、本件の改修コンセプトを細部にわたって熟知していることから、基本設計を十分に反映した実施設計が可能であり、確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）